

令和7年度定時総会 資料



令和7年5月28日(水)
全日本私立幼稚園連合会

令和7年度 定時総会次第

- ・ 日 時 : 5月28日(水) 午前11時～午後4時
- ・ 会 場 : アルカディア市ヶ谷 3階「富士の間」

1. 黙祷

2. 開会宣言

3. 開会のことば 全日私幼連副会長 内野 光裕

4. 来賓挨拶 文部科学副大臣 武部 新 様
自由民主党幼児教育議員連盟会長 中曽根弘文 様
自由民主党幼児教育議員連盟幹事長 山本 順三 様
自由民主党幼児教育議員連盟副会長 山谷えり子 様
自由民主党幼児教育議員連盟事務局長 丹羽 秀樹 様

5. 来賓紹介 文部科学省大臣官房文部科学戦略官 松坂 浩史 様
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 前田 幸宣 様
文部科学省高等教育局私学部私学助成課長 田畑 磨 様

6. あいさつ 全日私幼連会長 尾上 正史
全日私幼連顧問 吉田 敬岳

7. 議長の選出

8. 議事運営委員長報告・総会成立宣言

9. 議事録署名人の選任

10. 審議事項

- (1) 令和6年度事業報告・収支決算承認の件
- (2) 令和7年度事業計画案・収支予算案承認の件
- (3) 法人化の件

11. 報告事項

- (1) (一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構からの報告

12. その他

13. 閉会のことば 全日私幼連副会長 山西 幸子

14. 閉会宣言

令和6年度・事業報告

全日本私立幼稚園連合会

●総務委員会

委員長 宮崎史郷

副委員長 野村良司、大谷英也

委員 大林 晃、佐々木栄光、須田征洋、橋本 義、篠田佳幸、田中邦昌、森本嘉一

委員会 9回開催（別途法人化打合せ2回、総務正副委員長会3回開催）

令和6年度は、本連合会の法人化（一般社団法人）と組織改革を柱に、専門家を交えながら委員会内で協議を行った。令和8年度を目途に一般社団法人の設立・運営を目指し、現在の会則・会則施行細則、規程類を参考に、法人の拠り所となる定款の整備や諸手続きの確認を行った。

- ①オンライン会議及び対面の諸会議により会務運営の協議を行った。
- ②正副会長・正副理事長・専務理事・委員会委員長会を開催し、各委員会委員長より現状の課題及び情報共有を（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し行った。
- ③令和6年度の一般会計予算について、補正を行った。
- ④JK保険の加入促進を図るとともに、私立学校法改正に伴う学校法人役員賠償責任保険の周知を行った。
- ⑤前年度に続き、直接加盟園にメールで情報共有を行う『こどもがまんなかJETmail』を運用した。
- ⑥こどもがまんなかPROJECTの募金活動を行った。
- ⑦永年勤続者表彰事業を行った。

【具体的活動内容】

1. 会議の開催

(1) 定時総会	令和6年	5月22日東京・私学会館	(出席者：159人)
(2) 理事会	令和6年	5月9日東京・私学会館	合同 (出席者：66人)
	令和6年	12月10日東京・私学会館	合同 (出席者：63人)
	令和7年	3月5日東京・私学会館	合同 (出席者：63人)
	令和7年	3月28日東京・私学会館	(出席者：54人)
(3) 常任理事会	令和6年	4月17日東京・私学会館	(出席者：32人)
	令和6年	6月14日東京・私学会館	(出席者：35人)
	令和6年	11月26日東京・私学会館	(出席者：36人)
	令和7年	2月13日東京・私学会館	(出席者：34人)
(4) 監査会	令和6年	4月16日東京・私学会館	(出席者：12人)
	令和6年	11月21日東京・私学会館	(出席者：10人)
	令和7年	3月12日東京・私学会館	(出席者：12人)

2. 関係団体との連絡

- (1) 内閣府：男女共同参画推進連携会議：議員・尾上正史
- (2) 文部科学省：今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会：委員・尾上正史
学校法人会計基準の在り方に関する検討会：委員・内野光裕
私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議：委員・角谷正雄
教員養成部会：委員・岡本潤子
初等中等教育分科会：臨時委員・岡本潤子
- (3) こども家庭庁：子ども・子育て支援等分科会：委員・尾上正史
こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会：委員・内野光裕
保育人材確保懇談会：委員・角谷正雄
保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会：委員・安本照正
- (4) 日本私立学校振興・共済事業団：共済運営委員会：委員・角谷正雄

共済年金制度研究委員会：委員・角谷正雄

- (6) 私学研修福祉会：理事・内野光裕、評議員・山西幸子
- (7) 全私学連合代表者会議：委員・尾上正史、内野光裕、近藤 宏
- (8) 全国私立学校審議会連合会：副会長・内野光裕
- (9) 日本ユニセフ協会：顧問・尾上正史
- (10) OME P日本委員会：理事・尾上正史
- (11) 日本防火・防災協会：評議員・尾上正史
- (12) 日本スポーツ振興センター学校安全推進会議：委員・角谷正雄

3. 役職員出張

各地区の研修会や地区会・都道府県団体に役職員が出張した。

4. 表彰事業

永年勤続表彰

50年以上 38人 40年以上 75人 30年以上 253人 20年以上 620人 合計986人

5. 保険・福利厚生に関する事項

全日私幼連保険制度の理解を深め、その充実と加入促進を図り実績をあげた。

6. 推薦、協力、後援

○推薦／映画「それいけ！アンパンマン チャポンのヒーロー」(フレーベル館)、『2025年度版 なつのおともだち』(フレーベル館)

○後援／①第58回手紙作文コンクール(日本郵便株式会社) ②セミナー[教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム]第38回(特定非営利活動法人Education in Ourselves教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム) ③第18回ビルメンテナンスこども絵画コンクール(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会) ④令和7年度 就職説明会(一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会) ⑤第57回全国子ども会育成中央会議・研究大会(公益社団法人全国子ども会連合会) ⑥第22回全日本年賀状大賞コンクール(日本郵便株式会社) ⑦第45回全国歯科保健大会(厚生労働省) ⑧第18回長崎県私学振興大会(長崎県私立中学高等学校協会) ⑨第73回全国幼児教育研究大会滋賀大会(公益社団法人全国幼児教育研究協会) ⑩ダンス指導研修会(一般社団法人ダンス教育振興連盟JDAC) ⑪世界自閉症啓発デー2025・啓発イベント(一般社団法人日本自閉症協会) ⑫令和7年度こども環境管理士資格試験(公益財団法人日本生態系協会) ⑬こどもの森づくりフォーラム2024inえひめ(こどもの森づくりフォーラム実行委員会) ⑭みんなのよみきかせ絵本大賞(生活協同組合コープさっぽろ) ⑮全国学校・園庭ビオトープコンクール2025(公益財団法人日本生態系協会)

○協賛／令和7年度「道路ふれあい月間」(国土交通省)

●政策委員会

委員長 石田明義

副委員長 金子礎泰、鈴木教義

委員 加藤 敏、若山清和、福田大海、池田 清、伊東 慶、堂山宗敬、金倉吏志、荻野玉恵

委員会 3回開催

【具体的活動内容】

1. 令和6年度政府予算については、私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園分)が1人当たり単価25,521円(377円増)

令和6年度 都道府県平均 208,070円 国基準単価 199,344円(国基準以下は3県のみ)、となった。

子ども・子育て支援新制度は平成27年4月よりスタートし、私立幼稚園からの移行が徐々に進み、令和6年4月1日現在の移行状況は、66.5%(5,124園)となっている。

令和7年度末までの移行予測は72.2%(5,562園)となっている。

〈検証分析〉各県の振興活動の内容を精査及び情報交換。日本版DBS素案内容を協議。

新制度等における課題（公定価格等）を分析。

2. 令和7年2月28日（金）、アルカディア市ヶ谷において第15回都道府県政策担当者会議を開催した。
 - ① 行政報告 文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画官 横田 愛氏
 - ② 政策委員会報告 石田委員長 堂山委員
 - ③ フォーラムディスカッション 全常置委員長参加型のフォーラムディスカッション形式
「よみがえれ！幼児教育！」～こどもがまんなか社会実現へ～幼児教育振興法の制定へ～
新制度10年目の節目をかんがみ、制度の構造的な課題や現場の問題をかかげ、新しい時代の幼児教育振興をテーマに意見を交換した。
3. 都道府県別私学助成園の教員平均給与調査報告（令和6年度）
全日本私立幼稚園連合会加盟私学助成園対象
 - 1種免許状(全国)233,977円/月額 本俸212,530円 期末手当859,324円(勤続5年目)
 - 2種免許状(全国)224,506円/月額 本俸203,442円 期末手当820,476円(勤続5年目)
4. 令和6年10月28日、29日、奈良県で開催された『設置者・園長全国研修大会』の研究講座2・振興を担当した。
当日の内容として【こども誰でも通園制度で何が変わる？こどもの成長を目的とした新たな
預かり事業へ～地域のプラットフォーム、ハブとしての存在に～】
第一部 「こども誰でも通園制度解説」

講師	こども家庭庁成育局成育基盤企画課専門官	馬場耕一郎氏
講師	文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官	藤代登臣氏
コーディネーター	全日本私立幼稚園連合会 政策委員長	石田明義

第二部 「こども誰でも通園制度中間報告」「私学助成園の親子教室」事例報告

講師	全日本私立幼稚園連合会 副会長	内野光裕
講師	全日本私立幼稚園連合会 政策委員	堂山宗敬
コーディネーター	全日本私立幼稚園連合会 政策委員長	石田明義
5. 子ども・子育て支援等分科会に構成委員として出席
政策委員長が第6回～第9回に出席し、認定こども園委員会と連携し意見書等を作成しオンライン会議（ZOOM）に参加した。
なお、第6回は政策委員長が尾上分科会委員の代理として出席。

●教育研究委員会

委員長 岡本潤子

委員 丸谷雄輔、棟方沢子、江田光月、福島 賢、後藤光葉、杉山聡理、足立正和
熊谷知子、岡部祐輝、永宗智子、住田信幸、早川 成、錦織昌貴

委員会 1回開催

【具体的活動内容】

1. 地区教育研修大会の実施

・各地区において、地区教育研修大会の実施にあたる支援を行った。

北海道地区＝8月1日（札幌市）

札幌ブロック：9月27日・28日（札幌市）

道央ブロック：10月5日（恵庭市）

道南ブロック・西胆振：10月5日（室蘭市）

道南ブロック・道南支部：10月26日（函館市）

道北ブロック：10月19日（旭川市）

道東ブロック：10月19日（公開保育6園）

東北地区＝10月18日（仙台市）

関東地区・神奈川地区＝8月8日・9日（宇都宮市）

東京地区＝7月23日・24日（千代田区）
東海北陸地区＝8月1日・2日（金沢市）
近畿地区・大阪地区＝7月24日（京都市）
中国地区＝8月21日・22日（岡山市）
四国地区＝8月6日・7日（徳島市）
九州地区＝7月30日・31日（佐賀市）

2. 全国教育研究担当者会議の実施

・令和6年度全国教育研究担当者会議を令和7年1月20日に東京・アルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）にて（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と共催し、全国より都道府県教育研究担当者等104人が出席した。会議内容は、次の通りである。全日本私立幼稚園連合会会長・尾上正史氏より「こどもがまんなかPROJECTについて」を報告した。続いて、全日本私立幼稚園連合会教育研究委員長／（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員長、研修チーム長・岡本潤子氏、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構ECEQ®・評価チーム長・藪淳一氏、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構ゆたかなまナビオンデマンドチーム長・川原恒太郎氏、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構ゆたかなまナビシステムチーム長・野波雅紀氏より「事前質問に対する回答／教育研究委員会からの報告」、国立教育政策研究所幼児教育研究センター副センター長、総括研究官・掘越紀香氏より『「幼児教育における保育実践の質評価スケール案』の紹介と研修での活用』（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長・安家周一氏より「来るべき時代にどのような能力が必要になるのか 考えてみましょう」を報告した。また、「質と評価について思うこと・考えること」をテーマにグループワークを行い、各地区の現状や課題を情報共有した。なお、教育研究委員会からの報告事項を令和6年12月13日から令和7年3月31日までオンデマンド配信を行った。

3. 幼児教育の質の向上に関する事項

・令和7年2月28日に東京・アルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）で開催された第15回都道府県政策担当者会議にて総務委員長、経営研究委員長、広報委員長、認定こども園委員長、政策委員長と共に幼児教育の質向上に関する事項についてフォーラムディスカッションを行った。

●経営研究委員会

委員長 佐々木慈舟

副委員長 上内智裕、波多江教雄

委員 安齋悦子、諏訪健一郎、齋藤達成、中森茂治、井元紀行、毛塚敬進、藤森 至
友國富夫、日高総士、三宅貴之

委員会 3回開催（別途研修会1回、WT2回開催）

【具体的活動内容】

1. 少子化進行への経営的対応に関する事項

他委員会と連携して設置者・園長全国研修大会の重要な課題として対応を行った。

2. 「幼稚園・こども園ジョブナビ」の活用・人材確保に関する事項

幼稚園ナビに代わる新システムとして、求人（求職）機能は、本委員会所管の下、幼稚園・こども園ジョブナビを運用している。養成校並びに求職者の利用率や現状を協議し、幼稚園教諭等の魅力向上を広く一般に発信できるよう、令和8年度の実用化に向けて協議を行った。

3. 私立幼稚園・認定こども園の経営実態調査の実施と報告に関する事項

全日私幼連加盟の7,466園に実施調査票を配布し、2,759園（回収率37.3%）から回答を得た。調査結果をもとに保育料等の分析を行い、全日私幼連ホームページにて報告書を公開するための作業を進めた。

4. 第39回設置者・園長全国研修大会（奈良県）の企画実施に関する事項

令和6年10月28日（月）～29日（火）、奈良県私立幼稚園連合会の協力の下、奈良市・ホテ

ル日航奈良にて設置者・園長全国研修大会を開催した。

本大会は、全国各地から467名の設置者・園長が参加した。28日は開会式に続き、講師：西山厚氏（奈良国立博物館名誉館員／帝塚山大学客員教授／東アジア仏教文化研究所代表）の記念講演『大仏さまと子どもたち』、前田幸宣氏（文部科学省初等中等教育局幼児教育課長）の行政報告『幼児教育の現状と課題』、齋藤潔氏（こども家庭庁成育局成育基盤企画課長）の基調講演『保育政策ならびに行政の動向について』を行った。27日は「研究講座1（教育）」演題：『幼児教育における質の評価について考える』、「研究講座2（振興）」演題：『こども誰でも通園制度で何が変わる？ こどもの成長を目的とした新たな預かり事業へ～地域のプラットフォーム、ハブとしての存在に～』、「研究講座3（経営）」演題：『リテンション&ワークプレイス・イノベーション～選ばれる園づくりのエッセンス～』、「研究講座4（認定こども園）」演題：『0.1.2歳児の保育・教育を考える～幼稚園由来の園としての学びへのアプローチなど～』以上、4講座を実施した。

5. 後継者育成研修会の開催に関する事項

令和7年2月26日（水）東京・私学会館にて、次世代の後継者を養成することを目的とした「後継者育成研修会」を開催し、全国から83名が参加した。本研修会は講演（2部構成）ならびにワークショップを行った。講演①では、中室牧子氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）による『教育に科学的根拠を』、ワークショップでは、テーマ「幼児教育の質の向上について」、グループごとに意見やアイデアを伝え合い、発表を行った。講演②では、上遠野奈保子（文部科学省初等中等教育局幼児教育課子育て支援指導官）による『幼児教育の振興』以上、2講演を実施した。

6. 全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会の運営に関する事項

令和7年2月17日（月）東京・私学会館にて、全日私幼PTA連合会主催による『国会議員との懇談会』並びに『全国大会』を開催した。懇談会はPTA141名（30都府県）と国会議員（代理含む）94名が参加した。全国大会はPTA244名の参加があり、講師に茂山千三郎氏（狂言師）を招き、『和文化「狂言」から真似ぶ健康と生き方』と題し、記念講演を行った。

7. その他

（一財）全日私幼研究機構と連携し、処遇改善等加算Ⅱに対応する動画コンテンツを企画・配信した。

【配信コンテンツ】

- ・「会計上級」／講師：守屋俊晴氏（公認会計士・税理士守屋俊晴事務所所長）
石橋もと子氏（公認会計士・税理士守屋俊晴事務所税理士）

また、経営研究委員会のコンテンツとして令和7年4月ならびに10月施行の育児・介護休業法の改正に伴い、動画コンテンツを企画・配信した。

【配信コンテンツ】

- ・「令和7年（2025年）施行の育児・介護関連の法改正」／講師：安岡知子氏（社会保険労務士法人人材総研）

●広報委員会

委員長 二宮一朗

副委員長 千葉伸也

委員 色摩将寿、若槻 司、星名 裕、上田尚史、見山任昭、山内 淳

委員会 5回開催

【具体的活動内容】

1. 私幼時報の発行に関する事項

全国の加盟園（私立幼稚園・認定こども園の設置者・園長）を対象に、広報紙『私幼時報』を作成し、年12回、8,400部／発行した。内容の充実を図るため、国の最新情報の提供や総会等の紙面において、委員会委員が会務報告を行うなど、私立幼稚園・認定こども園関係者からの視点を交えて、団体の最新状況を発信した。

2. ホームページを活用した広報活動に関する事項
会長、副会長、常置委員長のことば及び「視点」のコラムを毎月更新して一般公開し、加盟園に向けてのみならず、広範囲に発信した。
3. こどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動に関する事項
次年度以降も継続して、こどもまんなかPROJECTの活動にあわせ、広報活動を行う。
4. 他の委員会と連携し、園運営等の諸問題について調査の結果を報告した。
政策委員会より「各都道府県における特色ある振興活動について」の記事の提供、認定こども園委員会からは「認定こども園通信」として、新制度園の諸課題について記事を提供していただき、私幼時報にて掲載した。

●102条園委員会

委員長 溝渕真澄

副委員長 竹内一雄

専門委員 小山嘉治、福田博多、竹田拓己、中尾賢治、永田真理、和田 誠

委員会 3回開催

【具体的活動内容】

1. 令和6年度・102条園研究会議の企画・実施
令和6年9月24日、東京・私学会館にて、1「日本の幼児教育の未来像について」と題し、講演講師に横田愛氏（文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育企画官）をお招きし、ご講演いただいた。2「今後の幼児教育と102条園について」と題し、尾上正史会長並びに藤本明弘副会長にご講演をいただいた。講演後は、参加者より事前に集めた質問および当日質問に対し、横田企画官よりご回答いただき、情報交換を行った。なお、本研究会議は102条園関係者だけでなく、学校法人立の先生方にも参加していただき、今後の幼児教育を考える機会となった。また、同会議の様子は、本連合会の広報紙『私幼時報11月号（R6）』に掲載した。
2. 令和6年度・102条園研修会の企画・実施
102条園を取り巻く状況変化に対応するため、令和7年2月6日、東京・私学会館にて102条園研修会を開催した。「102条園における相続非課税制度について～後継者も学びましょう～」と題し、講演講師に白井健二郎氏（公認会計士・税理士・特定行政書士）をお招きし、ご講演いただいた。講演後は、参加者より事前に集めた質問および当日質問に対し、白井講師よりご回答いただき、情報交換を行った。また、本研修会は理事長・園長だけでなく、後継者にも門戸を広げた企画を考え、次世代に繋ぐ研修会となった。
3. 令和6年分・青色申告決算の手引書等の作成
全日私幼連のホームページにて「青色申告の決算の手引き」（電子データ）を掲載し、102条園代表者に向けて、青色申告決算の手引書等をダウンロード・活用していただけるよう作成を行った。

●認定こども園委員会

委員長 徳本達之

副委員長 鮎川 剛、安本照正

委員 吉田耕一郎、庄子拓彦、樽木陽子、富樫克哉、藤城智哉、濱本智子、河野 孝

専門委員 湯目崇史、山中真介、木内啓嗣

委員会 5回開催

【具体的活動内容】

1. 認定こども園、子ども・子育て新制度移行園に対する振興に関する事項
 - ①政策委員会などと連携して、文部科学省・こども家庭庁などの説明会に参画すると共に、新制度園の振興にかかる様々な要望活動を行った。
 - ②事務職などへのオンデマンド研修の内容のアジャストを行った。
2. 認定こども園に関する情報の収集と発信に関する事項

- ①私幼時報令和6年11月号から「認定こども園通信」を連載し、認定こども園や施設型給付に関する喫緊の課題の解説や、制度について分かりやすくおさらいし、新制度の「ツボ」や課題点など幅広く新制度に関する事項について取り上げ、加盟園の先生方と情報共有を行った。
- ②経営研究委員会所轄の『私立幼稚園経営実態調査報告』において、質問項目の作成から協力した子ども・子育て支援新制度分野を担当し、調査内容の充実を図った。
3. 政策委員会との連携に関する事項
- ①政策委員会と連携し、私学助成園との制度格差に関する関係省庁との協議・連絡及び政府予算対策運動を行った。
4. 新制度園の振興にかかる喫緊の課題への対応に関する事項
- ①公定価格に関する事項（人事院勧告による人件費の加算、処遇改善等加算など、公定価格の諸課題への対応）
- ②保育DX・経営情報の見える化等に関する事項
- ③こども誰でも通園制度等に関する事項
- ④認定こども園の保育・教育の質向上に関する事項
5. 諸会議及び研修の開催、運営に関する事項
- ①認定こども園全国研修会の開催
- 令和7年2月10日、東京で認定こども園の全国研修会を開催
- 年末に予算案が出来たのを受けて、こども家庭庁成育局保育政策課の課長補佐を招き行政報告の後、その報告を踏まえてシンポジウムにおいて制度・予算などについて深掘りした。
- ②設置者・園長全国研修大会奈良大会開催に伴う分科会の運営
- 「認定こども園」分科会を担当し、幼稚園から認定こども園へ移行したときに課題となる0.1.2歳児の保育に関して、保育・教育の質の向上を考えていく分科会として開催した。脳科学者・京都大学教授・明和政子先生の講演、0.1.2歳児保育に取り組む諸問題などのパネルディスカッションを開催した。
6. こども家庭庁・文部科学省など関係省庁との関係緊密化に関する事項
- ・子ども子育て支援等分科会を政策委員会と連携し、全日の意見調整を行った。
 - ・令和7年度予算概算要求に関して、政策委員会と連携し活動を行った。
 - ・人事院勧告を受け、加盟園へ情報共有を行った。
 - ・保育分野における事務フロー・データセットなどに関する協議会（安本副委員長）が委員として参画した。
 - ・「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会」で、「子ども・子育て支援新制度「施設型給付」にかかる課題について（お願い）」を提出した。要望項目は、イ. 小学校接続加算要件iiiの弾力的な運用・解釈について
ロ. 事務軽減方式による人勧額算出の調整率（0.9を乗じる）について
 - ・幼稚園教諭の人材確保に係るヒアリングに参加
 - ・文部科学省の人材確保に関する事業案に意見を述べる
 - ・園の規模別の実際の職員数の調査に参加

●こどもがまんなかPROJECT企画推進会議

座 長 加藤積一

委 員 太田真理、西山俊太郎、笹野大栄

委 員 会 2回開催

【具体的活動内容】

1. 冊子「生活の中の子どもの権利」「絵本ガイドブック」「22世紀の日本が輝き続けるために」「未来を生きる子どもたちのために」の発行・配布・普及に関連して、全日私幼連のホームページ上並びに私幼時報等にて、広報、販売、普及に努めた。
2. 共生・国際的支援活動に関して、「国内外の災害支援活動」特に能登半島地震義援金関連にて支援活動並びにポケモン防災教室の開催に関する事業について推進を行った。

3. 日本文化、地域文化、各国文化の学び・継承
こどもがまんなかを主旨とした、日本の風土に基づいた地域行事、食文化の学び、親子のコミュニケーションの活性化、世界と子どもを結ぶ活動等の検討を行った。
4. 社会への普及啓発活動
広報活動、サポーターシップ活動、個人・企業・各幼稚園等からの募金活動等
5. その他（協賛・後援団体（企業）の募集について等）
本PROJECTの主旨を広く団体や企業様へ伝え、その意義を社会に普及するために、継続的な活動を行った。

●政令指定都市特別委員会

委員長 三木治郎

副委員長 藪 淳一

委員 菊池正隆、金子真理子、岸 憲秀、清水純也、斎藤聖治、大塚文俊、石松 純

委員会 2回開催

【具体的活動内容】

1. 大規模園が集中する大都市（各政令指定都市・中核市）特有の子ども・子育て支援新制度への移行が進みつつある状況を鑑み、私学助成園・新制度移行園（認定こども園を含む）共に、今後の運営の在り方について意見交換を行った。
2. 政令指定都市・中核市における園児減少や教員採用状況について意見交換を行い、養成校や各自治体への働きかけ並びに実際に手がけている事業における効果や実施状況について意見交換を行った。
3. 政令指定都市・中核市における地方版子ども・子育て会議や、利用定員設定や施設整備に関わる審議会への私幼団体の積極的な参画について意見交換を行った。
4. こども誰でも通園制度・利用定員超過園減算措置に関する期間（5年から2年）への変更・公務員給与地域区分の変更からくる新制度園への収入減少など、市独自の国が行う政策について意見交換を行い、政令指定都市独自の国への要望内容を含めた意見交換と情報共有を行った。
5. 各政令指定都市・中核市を総括している都道府県私幼団体とのしっかりした協力体制と円滑な連携体制の在り方について意見交換を行った。
6. 各政令指定都市・中核市に対し、既に都道府県から権限移譲されている制度や補助システム等についての情報交換を行った。
7. 1～6の意見交換を受け、令和7年1月21日（火）、令和6年度政令指定都市特別委員会研修会を開催した。研修会は二部構成で行い、第一部では、出口貴史氏（こども家庭庁成育局保育政策課・課長補佐）をお招きし、「こども誰でも通園制度について」と題し、ご講演いただいた。また、第二部では、遠藤利彦氏（東京大学大学院教育学研究科・教授）より、「子どもの愛着形成と長時間保育の弊害」について、ご講演いただいた。政令指定都市や中核市園の参加者を中心に、今後の幼児教育について理解を深める最良の機会となった。

令和6年度・全日私幼連会費納入額内訳

(令和7年3月31日現在)

都道府県	加盟園数	納入額 (園割 A)	園児数	納入額 (園児数割 B)	納入額 (特別会費 C)	納入額 (A+B+C=D)	
北海道	514	6,168,000	51,593	3,611,510	771,000	10,550,510	
東北	青森	89	1,068,000	5,205	364,350	133,500	1,565,850
	岩手	75	900,000	6,862	480,340	112,500	1,492,840
	宮城	173	2,076,000	19,355	1,354,850	259,500	3,690,350
	秋田	56	672,000	3,847	269,290	84,000	1,025,290
	山形	79	948,000	7,357	514,990	118,500	1,581,490
	福島	128	1,536,000	14,296	1,000,720	192,000	2,728,720
関東	茨城	186	2,232,000	22,388	1,567,160	279,000	4,078,160
	栃木	191	2,292,000	25,181	1,762,670	286,500	4,341,170
	群馬	114	1,368,000	13,310	931,700	171,000	2,470,700
	埼玉	509	6,132,000	76,384	5,346,880	763,500	12,242,380
	千葉	333	3,996,000	46,850	3,279,500	499,500	7,775,000
	新潟	103	1,236,000	10,381	726,670	154,500	2,117,170
	山梨	55	660,000	5,411	378,770	82,500	1,121,270
東京	771	9,252,000	96,452	6,751,640	1,156,500	17,160,140	
神奈川	565	6,780,000	77,695	5,438,650	847,500	13,066,150	
東海・北陸	富山	47	564,000	4,763	333,410	70,500	967,910
	石川	57	684,000	5,120	358,400	85,500	1,127,900
	福井	29	348,000	2,703	189,210	43,500	580,710
	長野	99	1,188,000	9,300	651,000	148,500	1,987,500
	岐阜	95	1,140,000	15,919	1,114,330	142,500	2,396,830
	静岡	225	2,700,000	29,114	2,037,980	337,500	5,075,480
	愛知	405	4,860,000	60,090	4,206,300	607,500	9,673,800
	三重	61	732,000	9,341	653,870	91,500	1,477,370
近畿	滋賀	17	204,000	1,472	103,040	25,500	332,540
	京都	147	1,764,000	14,592	1,021,440	220,500	3,005,940
	兵庫	226	2,712,000	33,717	2,360,190	339,000	5,411,190
	奈良	41	492,000	4,671	326,970	61,500	880,470
	和歌山	31	372,000	4,147	290,290	46,500	708,790
大阪	415	4,980,000	71,643	5,015,010	622,500	10,617,510	
中国	鳥取	27	324,000	3,921	274,470	40,500	638,970
	島根	9	108,000	393	27,510	13,500	149,010
	岡山	34	408,000	4,888	342,160	51,000	801,160
	広島	195	2,340,000	23,036	1,612,520	292,500	4,245,020
	山口	117	1,404,000	12,041	842,870	175,500	2,422,370
四国	徳島	11	132,000	1,124	78,680	16,500	227,180
	香川	36	432,000	4,645	325,150	54,000	811,150
	愛媛	89	1,068,000	12,148	850,360	133,500	2,051,860
	高知	26	312,000	2,481	173,670	39,000	524,670
九州	福岡	430	5,160,000	49,525	3,466,750	645,000	9,271,750
	佐賀	86	1,032,000	9,214	644,980	129,000	1,805,980
	長崎	107	1,284,000	10,275	719,250	160,500	2,163,750
	熊本	103	1,236,000	11,380	796,600	154,500	2,187,100
	大分	62	744,000	6,599	461,930	93,000	1,298,930
	宮崎	102	1,224,000	8,566	599,620	153,000	1,976,620
	鹿児島	147	1,764,000	15,356	1,074,920	220,500	3,059,420
沖縄	25	300,000	2,151	150,570	37,500	488,070	
合計	7,442	89,328,000	926,902	64,883,140	11,163,000	165,374,140	

A園割会費=12,000円×加盟園数

B園児割会費=70円×加盟園児数

C特別会費=1,500円×加盟園数

園割会費(A)+園児数割(B)+特別会費(C)=会費納入額(D)

令和6年度こどもがまんなかプロジェクト協力金一覧

(単位:円)

都道府県	合計	都道府県	合計
北海道	0	滋賀	45,000
青森	42,400	京都	0
岩手	50,900	兵庫	0
宮城	0	奈良	0
秋田	0	和歌山	0
山形	94,330	大阪	0
福島	43,600	鳥取	0
茨城	0	島根	0
栃木	0	岡山	0
群馬	10,000	広島	0
埼玉	0	山口	0
千葉	0	徳島	0
新潟	0	香川	0
山梨	0	愛媛	0
東京	0	高知	0
神奈川	0	福岡	49,300
富山	50,000	佐賀	0
石川	50,000	長崎	20,000
福井	0	熊本	0
長野	0	大分	30,000
岐阜	0	宮崎	15,950
静岡	195,473	鹿児島	35,000
愛知	0	沖縄	51,875
三重	0	その他	90,613
		合計	874,441

研修会収入内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
設置者園長全国研修大会	11,650,000
後継者育成研修会	996,000
認定こども園全国研修会	1,792,500
政令指定都市特別委員会研修会	400,000
合 計	14,838,500

その他収入内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
私幼時報（広告）	4,220,000
経営ダブルアシスト（制度普及推進費）	2,834,000
オンデマンド配信（一財全日私幼研究機構）	463,000
合 計	7,517,000

こどもPJ事業収入内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
協賛企業	4,727,800
冊子販売（権利条約）	335,000
合 計	5,062,800

設置者・園長全国研修大会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場費	7,139,825
講師（講師料・旅費）	654,499
運営委員会費（交通費含む）	2,131,212
印刷費	610,000
通信費	57,208
地元団体助成金	450,000
雑費	34,028
合 計	11,076,772

後継者育成研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	926,686
旅費	636,620
講師料	367,960
合 計	1,931,266

認定こども園全国研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	625,109
旅費	682,070
講師料	77,959
合 計	1,385,138

政令指定都市特別委員会研修会支出内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
会場・会議費	308,896
旅費	140,574
講師料	77,959
合 計	527,429

令和7年度 事業計画（案）

全日本私立幼稚園連合会（以下、「全日私幼連」という）は、全国の私立幼稚園並びに私立幼稚園由来の認定こども園からなる全国組織であり、国及び地方公共団体の施策の実現や予算確保の推進力として、文部科学省やこども家庭庁等、国の施策に深く関与しており、高く評価され、認知されています。

しかし、全日私幼連で起こった不祥事においては、加盟園、保護者のみならず社会に対して信用を失墜させてしまいましたが、諸会則（会則・会則施行細則）の見直し、会計の透明化（諸規程の変更、外部監事の委嘱等）を終え、令和8年度には「法人化」を推し進め“新たな幼児教育推進団体”として出発する予定です。

また、近年の急激な少子化に伴い、多くの加盟園の運営が危ぶまれています。加盟園が継続して安定した運営ができるよう、加盟園が一致団結し協力する体制を構築するとともに、他団体と共に手を取り合い連携し、国や都道府県等に政策要望・振興活動を行い、少子化に歯止めをかけていきたいと考えています。そのためには“こどもがまんなか”の子育て支援が重要であり、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構並びに全日本私立幼稚園PTA連合会とも連携し、私立幼稚園並びに私立幼稚園由来の認定こども園が、各地域の特性や実情に応じ、子どもたち一人ひとりが幸せな人生を送ることができる、良質な幼児教育を提供してまいります。その際、地方と都市部の「地域間の格差」や「施設間の格差」が出ないように意識して活動をすることも肝要です。

このような状況を踏まえ、令和7年度では、各委員会が喫緊の課題として認識している案件を横断的に議論し、政策委員会を中心に取りまとめ「令和8年度の概算要求」に向けて早期に対応する所存です。その際には、全日私幼連としての明確な中・長期ビジョンを構築するとともに、有識者の知見も参考にしながら「EBPM（Evidence Based Policy Making）＝証拠に基づく政策立案」に資する「見える化」を意識して、加盟園等の協力を得ながら、国や都道府県等への政策要望を進めてまいります。

一方、政治的には与党が過半数割れを起こし、不安定な状況ではありますが、自由民主党「幼児教育議員連盟」等と連携し振興活動を行い、『幼児教育振興法』成立のために働きかけていきます。幼児教育振興法を成立させるには、全日私幼連の存在意義や法案成立に向けた明確なビジョンを加盟園のみならず社会へ伝えていかなければなりません。そのためにも、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構とパートナーシップ協定を結び、『こどもがまんなか』社会の実現とともに『日本の幼児教育』をけん引する全国団体として誇りを持って活動していく所存であります。

総務委員会

【具体的活動内容】

<会務に関する事項>

1. 会務の総括に関する事項
2. 組織機能強化に関する事項
 - ・ 役員の役割（責任と権限）並びに任期の明確化
 - ・ 委員会体制の見直し
 - ・ 組織の法人化の検討
 - ・ 役員と事務局員との密接な連携
3. 各種会議に関する事項
 - ・ 各種会議の開催
 - ・ オンライン会議の活用による諸会議や委員会活動の活性化
4. 事務局に関する事項
 - ・ 事務局体制の強化（職員の採用、総務委員のフォローなど）
5. （一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との調整に関する事項
6. 全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
 - ・ 事業計画や予算案等の検討、作成（PTA連合会常任委員会との連携を図る）
7. 会則等の見直し
 - ・ 会則
 - ・ 会則施行細則
 - ・ 総会議事規則
 - ・ 旅費規程
 - ・ 事務局就業規則
8. 各種情報発信に関する事項
 - ・ 加盟園への情報提供体制の見直し及び実施

<会計に関する事項>

9. 予算・決算および会計その他財務全般に関する事項
 - ・ 予算の見直し（本連合会の活動目的に合わせた）
10. 会費に関する事項
 - ・ 会費の見直し及び執行について

<その他>

11. JK保険の充実、加入促進に関する事項
12. 表彰に関する事項
13. 震災復興に関する事項
14. 国際交流事業に関する事項
15. 災害積立金に関する事項
16. 全日私幼連要覧の作成
17. 他の委員会の所管に属さない事項

政策委員会

【具体的活動内容】

1. 私立幼稚園・認定こども園の振興に関する事項

- (1) 【一般補助】 私立幼稚園経常費助成の国基準単価の増額要望
 - ・令和5年度 都道府県平均 204.504円 国基準単価197.020円（国基準以下は3県のみ）
 - (2) 「特別補助」の都道府県導入率の向上のための都道府県団体への啓発
 - ①教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)の都道府県実施率の向上
 - ②教育改革推進特別経費(子育て支援推進経費)の充実
 - ③私立幼稚園等の特別支援教育経費の充実
 - (3) 「特別補助」の交付税交付金化への要望
 - (4) 私学助成園の処遇改善（都道負担増額の確保）
 - (5) 3歳未満在宅児の受け皿を充実(施設型給付園と共通)
 - (6) 基礎自治体と私学助成園の関係充実
 - (7) 地域特性を踏まえた私学助成園の運営と振興
 - (8) こども誰でも通園制度への対応
2. 施設型給付園の振興に関する事項
 - (1) 認定こども園委員会との連携
 3. 幼稚園由来の施設型給付園の独自の在り方を追求
 - (1) 保育所・保育所由来の施設型給付園との違いを探求
 - (2) 3歳未満在宅児の受け皿を充実(私学助成園と共通)
 - (3) 施設型給付園の処遇改善
 4. 研究課題に関する事項
 - (1) 私学助成・公定価格と適切な保育料に関する事項
 - (2) 私学助成と施設型給付（新制度）の違いに応じた対応
 - (3) 保育料無償化の効果検証 11時間無償化の影響の検証
 - (4) こどもがまんなかとしての振興対策を提言していく
 - (5) 幼児教育振興法の立法化に向けた取り組み
 - (6) こども性暴力防止法（日本版DBS）の運用について対応
 5. 諸会議及び研修
 - (1) 政策担当者会議の開催
 - (2) 設置者・園長全国研修大会 分科会（振興）の担当
 - (3) 子ども・子育て支援等分科会(現子ども・子育て会議)への出席

教育研究委員会

【具体的活動内容】

1. 地区教育研修大会の実施に関する事項
2. 全国教育研究担当者会議の実施に関する事項
3. 幼児教育の質の向上に関する事項

経営研究委員会

【具体的活動内容】

1. 少子化進行への経営的対応に関する事項
2. 「幼稚園・こども園ジョブナビ」の活用に関する事項
3. 幼稚園教諭等の人材確保・魅力向上に関する事項
4. 就業規則等、労務管理に関する事項
5. 処遇改善・給与体系等、評価に関する事項
6. 会計基準・経理規定等並びに税制に関する事項
7. 幼稚園関連の法改正に伴う経営的事項
8. 災害・事故等の危機管理に関する経営的事項
9. 私立幼稚園・認定こども園の経営実態調査の実施と報告に関する事項
10. 第40回設置者・園長全国研修大会（茨城県）の企画実施に関する事項
11. 後継者育成研修会の開催に関する事項
12. 全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会の運営に関する事項
13. その他、経営に関する事案に適宜対応する

広報委員会

【具体的活動内容】

1. 私幼時報の発行に関する事項
 - ・全国の私立幼稚園・認定こども園の設置者・園長を対象に私幼時報を発刊する。年12回、8,400部（1回あたり）発行予定。
2. ホームページを活用した広報活動に関する事項
 - ・ホームページへの掲載情報の充実化を目指すことで全日私幼連の団体活動等を周知する。
3. こどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動に関する事項
 - ・私幼時報やホームページ等を通じてこどもがまんなかPROJECT推進のための広報活動を行なう。
4. 他の委員会と連携し、園運営等の諸問題についての調査協力を行う。
5. 私幼時報を身近なものとするべく、私幼時報の紙面充実をはかる。

102条園委員会

【具体的活動内容】

1. 子ども・子育て支援新制度に関する事項
2. 各市区町村、各都道府県団体との情報交換と補助のあり方に関する事項
3. 102条園特有の問題に関する税制等の調査研究に関する事項
4. 幼児教育の無償化への対応に関する事項
5. その他、102条園に関する事項

認定こども園委員会

【具体的活動内容】

1. 認定こども園、子ども・子育て新制度移行園に対する振興に関する事項
 - ①関係省庁との協議・連絡及び政府予算対策運動に関する事項
 - ②子ども・子育て支援新制度見直しに関する事項
 - ③少子化に伴う園児減少による認定こども園の園経営に関する事項
2. 認定こども園に関する情報の収集と発信に関する事項
 - ①関係省庁との協議等に必要認定こども園の現状把握に関する事項
 - ②経営研究委員会と連携した情報収集に関する事項
 - ③加盟園の運営・経営に資する情報発信に関する事項
3. 政策委員会との連携に関する事項
 - ①こども誰でも通園制度など私学助成園についても共通の課題に関する事項
 - ②「乳幼児教育・保育の無償化」の課題に関する事項
 - ③政策委員会と連携し、私学助成園との制度格差に関する関係省庁との協議・連絡及び政府予算対策運動に関する事項
4. 研究課題に関する事項
 - ①公定価格に関する事項（人事院勧告による人件費の加算、処遇改善加算等、公定価格の諸課題への対応）
 - ②保育DX・経営情報の見える化等に関する事項
 - ③こども誰でも通園制度等に関する事項
 - ④認定こども園の保育・教育の質向上に関する事項
5. 諸会議及び研修
 - ①認定こども園全国研修会の開催（6月、2月の2回開催予定）
 - ②設置者・園長全国研修大会茨城大会開催に伴う分科会の担当
 - ③保育DXなどに関する協議会等、文部科学省・こども家庭庁との諸会議、ヒアリング
6. こども家庭庁・文部科学省など関係省庁との関係緊密化と他団体との連携
7. その他、認定こども園振興に必要とされる事項

こどもがまんなかPROJECT企画推進会議

【具体的活動内容】

1. 冊子の発行・配布・普及に関する事項
2. 共生・国際的支援活動に関する事項
3. 日本文化、地域文化、各国文化の学び・継承に関する事項
4. 社会への普及啓発活動に関する事項
5. 他委員会等との連携・共有に関する事項
6. 協賛・後援団体（企業）の募集に関する事項

政令指定都市特別委員会

【具体的活動内容】

1. 比較的に大規模園が集中する大都市（各政令指定都市・中核市）特有の子ども・子育て支援新制度移行が進みつつある中、私学助成園・新制度移行園（認定こども園を含む）共に今後の運営の在り方や各都市における少子化対策についての調査・研究に関する事項
2. 政令指定都市・中核市に対する、全ての類型の認定こども園・幼稚園に関する都道府県からの権限移譲についての調査・研究に関する事項
3. 政令指定都市・中核市における地方版子ども・子育て会議や、利用定員設定や施設整備に関わる審議会への私幼団体の積極的な参画についての調査・研究に関する事項
4. 幼稚園・認定こども園が行う特別支援事業や一時預かり事業幼稚園型（2歳児定期利用等）、一時預かり事業一般型、小規模保育所併設等、各政令指定都市・中核市の課題についての調査・研究に関する事項
5. 各政令指定都市・中核市を総括している都道府県私幼団体とのしっかりした協力体制と円滑な連携体制の在り方に関する事項
6. 各政令指定都市・中核市に対し、既に都道府県から権限移譲されている制度や補助システム等についての情報交換の場として、年に一回特別委員会研修会の開催に関する事項

【案】

令和7年3月5日

令和7年度 全日私幼連会費についての提案

令和7年度の全日私幼連会費については、下記の通り算出を行うこととする。

会費：[園割会費] 12,000円 + [園児割会費70円] ×
[当年度5月1日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による
園児数]

※ただし令和7年度も本年度同様、会員の園に在籍する園児
で3号認定子どもである園児の数を含めるものとする

全日本私立幼稚園連合会 会則

第1章 総 則

《名称》

第1条 本会は、全日本私立幼稚園連合会（略称「全日私幼連」）という。

《事務所》

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目2番25号私学会館内におく。

第2章 目的及び事業

《目的》

第3条 本会は、都道府県私立幼稚園団体相互の提携協力によって、私立幼稚園及び私立の認定こども園（以下、これを「私立幼稚園等」と呼ぶ。）の自主性と公共性を発揮し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育に関する調査研究
- (2) 私立幼稚園等の管理運営に関する調査研究
- (3) 私立幼稚園等の充実振興のための渉外活動
- (4) 私立幼稚園等教職員の資質向上及び福利厚生
- (5) そのほか目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

《会員》

第5条 本会は、都道府県私立幼稚園団体（都道府県の一つの団体をいい、以下「団体」という。）をもって組織する。

- 2 団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。
- 3 団体は、所属する会員について、別に定める様式により本会に報告するものとする。その会員に異動があった場合も又同様とする。

《会費の納入》

第6条 会員は、別に定めるところにより、所属する団体を経て会費を納入しなければならない。

《地区会》

第7条 本会は、別に定めるところにより、地区会をおく。

第4章 役員

《役員》

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 理事 100名以内
- (4) 常任理事 20名
- (5) 監事 3名

2 本会に、会務執行のため必要があると認められるときは、別に定めるところにより、役員として、専務理事をおくことができる。

《役員を選任》

第9条 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。

- 2 理事は、評議員の中から団体において選任する。
- 3 常任理事は、理事の中から別に定める地域において選任する。
- 4 監事は、評議員の中から総会において選任する。
- 5 本条第4項にかかわらず、会長は、第8条(5)の監事3名に加えて、常任理事会の決議により、評議員の地位に有さない監査業務に関する有識者及び専門家に対して監事の職務を委嘱することができる（以下、これを「外部監事」と呼ぶ）。
- 6 前各項に規定する役員を選任方法については別に定める。

《役員職務》

第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した副会長が、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 4 常任理事は、常任理事会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 5 監事（外部監事も含む。以下、同じ）は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 本会の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
- 6 監事の監査に関しては別途監事監査規程を定める。

《役員任期》

第11条 第8条第1項に定める役員任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長の職については、連続3期を限度とする。
- 3 役員は、その任期満了等の後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- 4 外部監事の任期は1年以上2年以内とし、再任されることができる。

《役員解任》

第12条 会長、副会長、専務理事、理事、常任理事および監事が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

《役員報酬》

第13条 第8条第1項に定める役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 役員は、別に定める旅費、宿泊費及び日当を受けることができる。
- 3 外部監事の報酬は、適正妥当な範囲で会長が定める。

第5章 評議員

《評議員》

第14条 本会に、評議員200名以内を置く。

- 2 評議員は、会員の中から団体において選任する。
- 3 評議員は、総会の構成員とし、その所管事項を決定する。
- 4 評議員については、第11条及び前条の規定を準用する。

第6章 顧問

《顧問》

第15条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任されることができる。

第7章 会議

《会議及び招集》

第16条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会、団体長会及び委員会並びにその他の会議とし、会長がこれを招集する。

《総会》

第17条 総会は、評議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 評議員現在数の5分の1以上の者から書面による総会の要求があったときは、50日以内に開催しなければならない。

- 3 総会の運営は、別に定める総会議事規則による。
- 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項

《理事会》

- 第 18 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事及び委員会委員長をもって構成し、会務執行上必要な事項を議決する。
- 2 理事会の議長は、そのつど互選する。

《常任理事会》

- 第 19 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及び委員会委員長をもって構成し、会務執行上必要な事項を決定する。
- 2 常任理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

《団体長会》

- 第 20 条 団体長会は、各団体の団体長をもって構成し、次の事項を審議する。
- (1) 会費の負担に関する事項
 - (2) 組織・機構の改革に関する事項
 - (3) 団体及び地区会に関する事項
 - (4) その他常任理事会が必要と認めた事項
- 2 団体長会の議長は、そのつど互選する。

《委員会》

- 第 21 条 本会に次の委員会をおく。
- (1) 総務委員会
 - (2) 政策委員会
 - (3) 教育研究委員会
 - (4) 経営研究委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 102 条園委員会
 - (7) 認定こども園委員会
- 2 委員会の構成及び所管事項については別に定める。
 - 3 委員会に委員長及び副委員長をおく。
 - 4 委員会の委員長は、評議員の中から常任理事会において選任する。
 - 5 委員会の副委員長は、委員会において互選する。
 - 6 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に都合のあるときは副委員長がこれにあたる。
 - 7 委員長については、第 12 条の規定を準用する。

《その他の会議》

第22条 会長は、第16条に規定する会議のほか、会務執行のため必要な場合は、これに必要な構成員による会議を開催することができる。

2 前項の会議で協議された事項は、直近の常任理事会に報告しなければならない。

《定足数》

第23条 会議は、この会則で別に定めるものを除き、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。この場合において、やむを得ない理由のため出席できない構成員が、予め書面をもって会議の決定に委任したものは、出席したものとみなす。

《代理出席》

第24条 総会、理事会及び団体長会の会議において、やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、その所属する団体の役員を代理人として、書面により会長に届け出て出席させることができる。この場合において、その出席者は構成員とみなす。

《議決》

第25条 会議の議事は、この会則で別に定めるものを除き、出席者（議長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

《会員への告知》

第26条 総会の議決事項その他必要な議決事項は、総会開催日の7日前までに会員に告知する。但し、緊急の必要がある場合はこの限りでない。

《議事録》

第27条 総会、理事会、常任理事会及び団体長会の会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから選出された2名以上が、署名捺印しなければならない。

第8章 会計

《経費の支弁》

第28条 本会の経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

《会費》

第29条 会費は、別に定める基準により、理事会の議決を経て、総会で承認する。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

《会計年度》

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《予算及び決算》

第31条 本会の予算は、当該年度の事業計画とともに理事会の議決により定め、直近の総会に報告し、その承認を得なければならない。

- 2 本会の収支決算及び当該年度の事業報告は、年度終了後すみやかに監事の監査に付し、その報告とともに理事会の議決を経て、会計年度終了後、原則として2カ月以内に総会に報告し、その承認を得なければならない。

《予算の補正》

第32条 既定予算の成立後に補正の必要があるときは、常任理事会においてこれを決定し、直近の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

《特別会計》

第33条 本会は、必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

《借入金》

第34条 本会が経費支弁のため資金の借入をしようとするときは、当該会計年度内に償還する借入金については、予め常任理事会の承認を得なければならない。当該会計年度を超える借入金については、予めこれを予算に計上しなければならない。

第9章 会則の変更及び解散

《会則の変更》

第35条 この会則は、総会において出席評議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

《解散及び残余財産の処分》

第36条 本会は、総会において評議員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

- 2 解散に伴う残余財産の帰属については、総会の議決によって決する

第10章 事務局

《事務局》

第37条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に、職員若干名をおく。
- 3 事務局に、参与をおくことができる。
- 4 前二項に規定する職員、参与の任免は、常任理事会の同意を得て会長が行う。

- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第 11 章 補 則

《細則》

第 38 条 この会則の施行細則は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 会則の施行細則以外の規定は、特別の定めがある場合を除き、常任理事会において定める。

附 則

- 1 この改正会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正会則は、平成 10 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 3 この改正会則は、平成 14 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 4 この改正会則は、平成 16 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 5 この改正会則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
- 6 この改正会則は、平成 20 年 5 月 28 日の定時総会から施行する。
- 7 この改正会則は、平成 22 年度の定時総会の日から施行する。
- 8 この改正会則は、平成 24 年度の定時総会の日から施行する。
- 9 この改正会則は、平成 25 年度の定時総会の日から施行する。
- 10 この改正会則は、平成 25 年度の定時総会の日から施行する。
- 11 この改正会則は、令和 4 年度の定時総会の日から施行する。
- 12 この改正会則は、令和 5 年度の定時総会の日から施行する。
- 13 この改正会則施行の際、現に従前の会則により施行されているものについては、この改正会則により施行されたものとみなす。

全日本私立幼稚園連合会 会則施行細則

第1条 この細則は、会則第39条の規定に基づき、会則の施行について必要な事項を定める。

《会員の報告》

第2条 会則第5条第3項の規定による会員についての報告は、別に定める様式により、会長の指定した期日（異動の場合はそのつど。）に行うものとする。

《地区会》

第3条 会則第7条の規定による地区会は、全国都道府県を次の地区に区分しておくものとし、地区における研修会等研究活動及び地区内各団体の運営、中央・地方の連絡調整等を協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 北海道地区（北海道）
- (2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- (3) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨）
- (4) 東京地区（東京）
- (5) 神奈川地区（神奈川）
- (6) 東海北陸地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
- (7) 近畿地区（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）
- (8) 大阪地区（大阪）
- (9) 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- (10) 四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）
- (11) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

- 2 地区会会長及び副会長は、会則第14条第2項の規定により選任された評議員の中から、地区会で選任する。
- 3 地区会の構成及び運営について必要な事項は、地区会が定める。
- 4 会長は、必要があると認める時は、地区会会長会議を招集することができる。

《会長及び副会長の選任》

第4条 会則第9条に規定する会長の選任は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会は、会員の中から候補者を選出し、総会に付議する
- (2) 前項の場合において必要がある時は、理事会に候補者選考のための小委員会を置くことができる
- (3) 前項に規定する小委員会の構成及び運営については理事会で定めるところによる

- 2 会則第9条に規定する副会長の選任については前項の規定を準用する。この場合において会長候補者は理事会（小委員会を置く場合には小委員会）に対し意見を述べることができる。

《監事の選任》

第5条 会則第9条に規定する監事は、次の地区ブロック毎にそれぞれ1名を、当該ブロックの団

体の代表者の協議により、理事以外の評議員の中から推薦した者について、総会において選任する。

- (1) 北海道、東北、東海北陸地区
- (2) 関東、東京、神奈川地区
- (3) 近畿、大阪、中国、四国、九州地区

《理事の選任》

第6条 会則第9条に規定する理事は、団体毎に第8条の規定により選任された評議員の中から、会員200園までは1名、これを超える場合は200園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

- 2 前項の規定により、理事を選任した時は、これを会長に報告する。その理事の任期中において、選任の異動があった場合においてもまた同様とする。

《常任理事の選任》

第7条 会則第9条に規定する常任理事は、別表に定める地域（以下、本条及び第10条第2項において「地域」という。）ごとに同表に定める数をそれぞれの地域において理事の中から選任する。

- 2 別表は、会長の任期が満了する年度の10月1日現在の会員数に基づきドント方式により2年ごとに更新するものとする。
- 3 第1項の規定により常任理事を選任した時は、地域は速やかに会長に報告するものとする。その理事の任期中において異動があった場合においても同様とする。

《評議員の選任》

第8条 会則第14条に規定する評議員は、団体毎にその所属する会員の中から、会員100園までは2名、これを超える場合は50園増す毎に1名を加えた数を選任する。この場合において、当該団体の団体長を、その数に含めて選任するものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により、評議員を選任した場合に、これを準用する。

《専務理事》

第9条 会則第8条第2項の規定による専務理事は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 専務理事は、会務のうち常任理事会が決定した事項について、常時その執行にあたる。
- 3 専務理事の報酬は、常任理事会の同意を得て、会長が定める。

《委員会の構成及び運営》

第10条 会則第21条に規定する委員会は、委員長並びに副委員長及び委員（副委員長を含み10名を基準とする。）で構成するものとし、所管事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ① 会務の総括に関する事項
 - ② 予算・決算・会計その他の財務に関する事項
 - ③ 組織の機能強化に関する事項

- ④ 各種会議に関する事項
- ⑤ 保険融資等に関する事項
- ⑥ 事務局に関する事項
- ⑦ 全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
- ⑧ 他の委員会の所管に属さない事項
- (2) 政策委員会
 - ① 私立幼稚園等の振興政策の企画・立案に関する事項
 - ② 私立幼稚園等にかかる法制度に関する事項
- (3) 教育研究委員会
 - ① 私立幼稚園等の教育にかかる研究並びに研修の企画・実施に関する事項
 - ② 地区における教育研究事業への協力に関する事項
 - ③ 私立幼稚園等の教育にかかる資料等の作成及び調査統計等に関する事項
- (4) 経営研究委員会
 - ① 私立幼稚園等の会計その他の財務並びに税務対策の研究及び指導に関する事項
 - ② 私立幼稚園等教職員の勤務条件・福利厚生等の研究及び指導に関する事項
 - ③ 私立幼稚園等設置者の後継者養成に関する事項
 - ④ その他私立幼稚園等の経営の研究・指導及び調査統計等に関する事項
- (5) 広報委員会
 - ① 私幼時報、こどもがまんなかしんぶん等の発行に関する事項
 - ② その他広報にかかる調査統計等に関する事項
- (6) 102条園対策委員会
 - ① 102条園振興助成対策の検討及び推進に関する事項
 - ② その他102条園の経営研究等に関する事項
- (7) 認定こども園対策委員会
 - ① 認定こども園にかかる制度及び運営に関する事項
 - ② その他認定こども園特有の課題等に関する事項
- 2 地域は、委員会の委員として別表に定める数の委員を推薦することができる。
- 3 委員会の委員は、前項の規定により地域の推薦した者について常任理事会が決定する。
- 4 102条園委員会及び認定こども園委員会については、常任理事会が会務執行上必要があると認めた場合、若干名の専門委員をおくことができる。
- 5 副委員長は、総会、理事会及び常任理事会に出席し、所属する委員会の所管事項について説明し及び意見を述べることができる。

《会費の算出》

- 第11条 会則第29条第1項の規定による会員の会費は、〔園割会費〕＋〔園児割会費〕×〔当年度5月1日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による園児数〕をもって算出する。
- 2 前項の園割会費及び園児割会費の額は、毎年度の予算案決定までに、団体長会で審議し、理事会の議決を経て定める。
 - 3 会費は、機関誌の購読料を含むものとする。

《正副会長推薦委員会運営内規の廃止》

第12条 正副会長推薦委員会運営内規は廃止する。

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正細則は、平成 6 年 5 月 25 日の定時総会から施行する。
- 3 この改正細則は、平成 6 年 8 月 1 日の理事会から施行する。
- 4 この改正細則は、平成 10 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 5 この改正細則は、平成 12 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 6 この改正細則は、平成 14 年 5 月 29 日の定時総会から施行する。
- 7 この改正細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正細則中、第 4 条の改正規定及び第 12 条の規定は、平成 15 年 9 月 29 日から施行し、その他の規定は、平成 16 年 5 月 26 日の定時総会から施行する。
- 9 この改正細則は、平成 16 年 9 月 22 日から施行する。
- 10 この改正細則は、平成 22 年度の定時総会の日から施行する。
- 11 この改正細則は、平成 24 年度の定時総会の日から施行する。
- 12 この改正細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正細則は、平成 30 年 10 月 2 日の理事会から施行する。
- 14 この改正細則は、令和 4 年 5 月 9 日の団体長会・理事会合同会議から施行する。
- 15 この改正細則施行の際、現に従前の細則により施行されているものについては、この改正細則により施行されたものとみなす。

全日本私立幼稚園連合会 基本積立金等の設置及び管理運営に関する要綱

(目的)

- 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という。）は、資産の管理運用を適切に行うため、基本積立金及びその他の基金を設置して、これに必要な事項を定めその管理運営を行うものとする。

(基本積立金等の設置)

- 2 全日私幼連は、一般会計の固定資産として基本積立金及び大河内・由田基金、又、その他の固定資産として国際交流基金及び財政運用基金を設置するものとする。

(資産の管理運営)

- 3 全日私幼連は、資産を適正かつ有効に活用するため、その管理運営を次のとおり行うほか、資金の管理運用は、安全、確実かつ有利な方法によって行うものとする。ただし、その果実は、一般会計の雑収入として予算に組み入れ、必要な経費に充てるほか、総会が所要の積立額を認めたときは、その組み入れを行うものとする。
 - (1) 基本積立金は、事業経営の安定化を図るため、基本財産として積立を行い、取り崩しをしてはならないものとする。
 - (2) 大河内・由田基金は、大河内四郎氏（愛知県・元希望幼稚園理事長）及び由田浩氏（千葉県・元富貴島幼稚園理事長）の遺徳を讃え、基本財産として積立を行い、取り崩しをしてはならないものとする。ただし、その果実は、その趣旨を踏まえた事業の必要経費に充てることができる。
 - (3) 国際交流基金は、幼児教育に関する海外交流等の事業を行うため、その他の固定資産として積立を行い、総会の議決に基づいて取り崩す場合のほか、取り崩しをしないものとする。ただし、その果実は、全日私幼連が幼児教育に関する海外交流等の事業を行う場合の必要経費に充てることができる。
 - (4) 財政運用基金は、事業経営の健全化を図るため、その他の固定資産として積立を行い、原則として取り崩しをしないものとする。ただし、その果実は、事業経営の健全化を図るための必要経費に充てるほか、その資金が不足し、当該基金の取り崩しを必要とする場合は、理事会の同意をえて、これを行うことができる。

(記念事業等の実施)

- 4 基本積立金等の運用に伴う果実については、資金の有効活用を図るため、次の事業を企画して実施するものとする。

- (1) 大河内・由田基金については、その遺徳を讃える記念事業を行い、幼児教育において特に優れた実績等があった者又は私立幼稚園等に対して表彰状、記念品等を贈ること。
- (2) 国際交流基金については、幼児教育に関する海外調査又は国際交流に係る事業を行い、その事業に必要な助成金等を支出すること。

(報告)

- 5 資産の管理運営については、その実施状況を総会等に報告するものとする。

(その他)

- 6 この要綱に定めのない事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成9年11月18日から施行する。
 - 2 この改正要綱は、平成18年1月25日から施行する。

全日本私立幼稚園連合会 災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱

(目的)

- 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という。）は、全日私幼連の会員である私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）が天災その他で災害を受けた場合（慶弔規程第15条参照）に災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給をするため、災害対策基金（以下「基金」という。）を設置して、その管理運営を行うものとする。

(基金の設置)

- 2 全日私幼連は、一般会計の災害積立金として基金を設置するものとする。

(基金の積立額)

- 3 基金の積立額は、当面1億円を限度として、その金額に達するまで、毎年度、次に掲げる資金により積立を行うものとする。
 - (1) 一般会計の災害積立金
 - (2) 賛助金、寄附金等の収入
 - (3) 基金の果実収入

(基金の管理運営)

- 4 基金の運営は、以下の各号により行うものとする。
 - (1) 基金の管理運営は、災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設けて行うものとし、その委員には、会長、副会長、総務委員長及び専務理事をもって充てるものとする。
 - (2) 委員会の開催は、会長が必要と認める場合に招集するものとする。ただし、委員会は、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、出席した委員によって会議を開催し、所要事項を決定するものとする。
 - (3) 基金の経理は、その他の経理と区別して行うものとする。
 - (4) 基金の支出は、第1項の目的を達成するため、被災の状況に応じ、死亡した園児又は教職員への見舞金、被災した私立幼稚園に対する見舞金又は当該都道府県私立幼稚園団体（以下「当該都道府県団体」という。）の初期対応に必要な経費について行うものとする。
 - (5) 前号の支出は、激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）等が適用された災害及び私立幼稚園の被害額の大きな災害で委員会が認めた場合に行うものとする。
 - (6) 基金の管理運用は、安全、確実かつ有利な方法により行うものとする。

(見舞金の支給額)

5 見舞金の支給は、以下の各号により行うものとする。

(1) 見舞金の支給額は、次の区分により委員会が決定した金額によるものとする。

- ① 死亡した園児又は教職員への見舞金 1人あたり10万円
- ② 被災した私立幼稚園に対する見舞金 次に定める額

被害額		見舞金の額
100万円以上	300万円未満	10,000円
300万円以上	500万円未満	30,000円
500万円以上	1,000万円未満	50,000円
1,000万円以上		100,000円

③ 当該都道府県団体の初期対応活動費 1団体あたり50万円を限度

(2) 委員会は、災害の発生後、速やかに当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等から被害状況等の報告を受け、当該地区会会長及び当該団体長の意見等を聴いて当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等に対する支給額を決定するものとする。

(3) 前項の支給額は、当該都道府県団体を通じて支給するものとする。

(基金の補填)

6 全日私幼連は、基金の支出があった場合において、資金が著しく不足すると思われるときには速やかに所要の補填策を講ずるものとする。

(報告)

7 基金の管理運営については、その実施状況を総会等に報告するものとする。

(その他)

8 この要綱に定めのない事項は、委員会が必要に応じて別に協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年11月18日から施行する。

2 この改正要綱は、平成14年5月29日から施行する。

3 この改正要綱は、平成16年9月13日から施行する。

4 この改正要綱は、平成20年9月2日から施行する。

5 (1)この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2)改正前の要綱に基づき積み立てた災害対策基金は、施行日において改正要綱に基づき積み立てた基金とみなす。

全日本私立幼稚園連合会 旅費規程

- 1 会議に係る出席者旅費は、次のとおり算定して支給するものとする。
 - (1) 交通費は、通常、一般的に利用する列車料金又は航空料金によって算定する。
 - (2) 列車料金は、次の各号によって算定する。
 - ① 運賃は、航空機を利用する区間を除き、列車を利用する最寄り駅から会議開催地までの最短の乗車区間の普通往復運賃とする。ただし、最低運賃は、1,000円とする。
 - ② 急行料金は、列車を利用する区間が50km以上100km未満の場合に加算する。
 - ③ 特急料金は、列車を利用する区間が100km以上の場合に加算する。
 - ④ 遠隔地手当は、列車又は航空機を利用する区間が500km以上1,000km未満の場合に、2,000円。又1,000km以上の場合に4,000円を加算する。
 - (3) 航空料金は、航空機を利用する最短の搭乗区間による往復の航空賃とする。
 - (4) 日当は、会議に出席するための日数に応じ、1日あたり2,000円とする。
 - (5) 宿泊費は、会議に出席するための宿泊数に応じ、1泊あたり12,000円とする。

- 2 事業等に係る出張者旅費は、次のとおり算定して支給するものとする。

- (1) 会議以外の事業等による出張者旅費は、次の基準による。

区分	交通費	日当	宿泊費
正副会長、専務理事	1(1)～(3)・グリーン	3,000円	15,000円
役員、事務局長、会員	1(1)～(3)	3,000円	15,000円
事務局職員、その他	1(1)～(3)	3,000円	12,000円

- (2) 日当は、必要な出張日数により、又宿泊費は、必要な宿泊数により算定する。
- (3) 本会の役員が関係団体の要請を受けて事業等出張する場合の旅費は、当該要請を行なった団体の負担によるものとする。ただし、当該要請を行なった団体の支給する旅費が1)の基準に達しない時は、本会がその差額を支給する。
- (4) 本会役員が関係団体の要請を受けて当該団体の祝賀行事に出席する場合の旅費は、本会が負担する。
- (5) (3)及び(4)の場合において、本会が旅費を負担する対象となる役員は、本会が派遣又は推薦あるいは依頼した者に限るものとする。
- (6) その他、会長が特に必要と認めて出張する場合の旅費は、本会が負担する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程は、平成10年4月1日から適用する。
- 3 この改正規程は、平成15年4月1日から適用する。

全日本私立幼稚園連合会 慶弔規程

第1章 目的

第1条 この規程は、全日本私立幼稚園連合会の慶弔に関する事項を定めるものとする。

第2章 慶事

第2条 加盟園が周年記念祝典（満10年を単位とするものをいう。以下同じ。）を行う場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第3条 加盟園が園舎を新築、又は増改築して落成の祝典を行う場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第4条 理事長・設置者・園長が幼児教育功労者として、国から褒章、叙勲、又は大臣表彰を受けた場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第5条 前条の場合において幼児教育功労者の祝賀会が開催され、会長が会を代表して出席する場合には、祝金10,000円をおくることができる。

第6条 都道府県団体が周年記念祝典を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくり、会長が会を代表して出席する場合には、祝金30,000円をおくることができる。

第7条 市区町村団体が周年記念祝典を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくることができる。

第8条 関係団体等が周年記念行事等を開催する場合には、祝辞（祝電）をおくる。また、その周年記念行事等に正副会長が会を代表して出席する場合には、正副会長で協議し、50,000円を限度に祝金をおくることができる。

第3章 弔事

第9条 加盟園の理事長・設置者・園長が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくることができる。

第10条 加盟園の元、前理事長・設置者・園長が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくることができる。

第11条 加盟園の教職員が公務中に死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくることができる。

第12条 関係団体等の関係者が死亡した場合には、弔辞（弔電）をおくる。

第13条 第9条から前条までの場合において、会長が会を代表して葬儀又は告別式に出席する場合には、香典 10,000 円をおくる。

第4章 見舞

第14条 理事及び評議員が1カ月以上の入院又は同程度以上の加療を要する場合には、見舞金として10,000円をおくることができる。

第15条 加盟園が天災その他で災害を受けた場合は、別に定める「災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱」の規程により見舞金を支給する。

第5章 通知

第16条 この規程に定める取り扱いは、第4条、第5条、第8条及び第12条に規定する場合を除き、加盟園が所属する都道府県団体長よりの通知に基づいて行うものとする。

第6章 その他

第17条 前各条に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたときは、正副会長で協議し、慶弔の措置ができるものとする。

第18条 この規程の改廃は、常任理事会の議決を経て施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年5月29日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、本規程施行前の慶弔規程は廃止する。

慶事、弔事、見舞報告書

平成 年 月 日

団体名

報告者

慶事	内 容			
	指定月日	平成 年 月 日		
	送付場所	〒 ☎		
弔事	幼稚園名	幼稚園		
	逝去者名		役職名	
	送付場所	〒 ☎		
	喪 主			
	指定月日	平成 年 月 日		
見舞	幼稚園名	幼稚園		
	氏 名		役職名	
	内 容			

全日本私立幼稚園連合会 総会議事規則

第1章 総則

第1条 この規則は、全日私幼連会則第17条の総会を円滑に運営することを目的とする。

第2条 この規則に定めのない事項で必要なことは、その都度総会で決めることができる。

第2章 招集

第3条 総会を招集するとき、会長が1カ月以前に開会の日時、会期、目的、議事その他必要事項を通知する。ただし緊急の臨時総会ではこの限りではない。

第3章 司会者

第4条 司会者は、総務委員長があたる。

第5条 司会者は、次の任務を行う。

- (1) 開会及び閉会の宣言
- (2) 議長が選出されるまでの間、本会議の運営にあたる
- (3) 規則に基づく議事運営委員会を設け、委員を指名する
- (4) 議長の紹介を行う

第4章 資格審査と議事運営委員会

第6条 評議員の資格を審査し、議事の円滑な運営を図るため、議事運営委員会を設ける。

第7条 議事運営委員会は、総会においては各地区会単位に選出された1名の評議員と常任理事1名で構成する。

第8条 議事運営委員長は、資格審査の結果を総会に報告する。

第9条 議事運営委員会は、本会議から付託された場合、又は議事運営委員会の議決により次の事項を審議し、その結果を本会議に答申した後、承認を得てこれを実施する。

- (1) 議事日程の構成に変更のある場合の措置
- (2) 来賓の祝辞、祝電の取扱い
- (3) 会議の混乱、その他事故のある場合の措置
- (4) 動議の受付並びに取扱い
- (5) 議事運営について必要な事項

第5章 議長

第10条 総会の議長は、評議員の中から2名を選出する。

第11条 議長の主たる任務は、次の通りである。

- (1) 議長は総会を代表し、議場の秩序を保持し、議場を整理する
- (2) 議長は総会の成立を宣言する
- (3) 議長は議事録署名人2名を指名する

第6章 議事

第12条 会議で発言しようとするときは、すべて議長に通告（挙手）し、その指名を受けなければならない。

第7章 議案の提出と審議

第13条 議案とは会議の意思を決定し、又は表示することを目的とするもので予め文書で提出された独立の案件をいう。

第14条 総会議案を提出できるものは次の通りとする。

- (1) 常任理事会
 - (2) 地区会
 - (3) 都道府県団体
 - (4) 会議が特に認めたもの
- 2 前項、(2)(3)(4)のところより提出される議案は、総会の15日前までに提案理由その他を付して文書で会長に提出しなければならない。
- 3 会長に提出された議案は、議事運営委員会の審議を経て、議長が本会議に諮らなければならない。

第15条 会議中緊急の必要に基づいて追加議案を提出しようとするときは、文書をもって議長に提出しなければならない。

- 2 追加議案が提出されたときは、議長はその取扱いを議事運営委員会の審議を経て、本会議に諮らなければならない。
- 3 議長は、本会議に諮って追加議案の提出時期を予め制限することができる。

第16条 議案は、本会議で審議する。

第8章 採決

第17条 議長は、採決の方法をその都度会議に諮って決める。可否同数の場合は議長が決する。

第9章 議事録

第18条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の種類
- (2) 開催の場所
- (3) 開会及び閉会の時
- (4) 議長の氏名
- (5) 報告事項の要点と質疑の概要
- (6) 議案とその決定までの審議の概要
- (7) 動議とその決定までの概要
- (8) 採決の方法及び可否の数
- (9) 選挙についての経過
- (10) その他必要と認める事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人の署名、捺印がなければならない。

附 則

- 1 この規則は、評議員総会の議決を経なければ改廃できない。
- 2 この規則は、平成5年5月31日より施行する。
- 3 この改正規則は、平成15年5月27日から施行する。
- 4 この改正規則は、平成24年度の定時総会の日から施行する。

全日本私立幼稚園連合会 永年勤続表彰推薦規定

1. 私立幼稚園に勤務した年数が通算して下記に該当する教職員（園長・教員・職員）。
 - (1) 20年以上の者〔20年以上30年未満で既存団体で現在までに表彰を受けていない者〕
 - (2) 30年以上の者〔20年で表彰を受け、その年数が30年以上になった者、及び40年未満で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕
 - (3) 40年以上の者〔30年で表彰を受け、その年数が40年以上になった者、及び40年以上で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕
 - (4) 50年以上の者〔40年で表彰を受け、その年数が50年以上になった者、及び50年以上で既存団体で現在まで表彰を受けていない者〕

2. 推薦・報告の方法は次のとおり。
 - (1) 加盟幼稚園設置者より、下記様式により各所属都道府県団体の団体長に推薦する。
 - (2) 都道府県団体長は前記推薦を調査の上、20年以上、30年以上、40年以上、50年以上のそれぞれに、氏名、年齢、幼稚園名、勤務年数、園長、教員、職員の別に一覧表を作成して前記推薦書を添付して推薦する。
 - (3) 勤務年数の計算方法については、都道府県団体長が定める。
 - (4) 表彰者の決定は、各所属都道府県団体の推薦により、会長が決定する。
 - (5) 平成〇年〇月〇日（〇）までに全日私幼連へ報告する。

【推薦書様式例】

ふりがな 氏名		年齢	歳
ふりがな 現勤務園名	幼稚園	園長、教員 職員の別	
本人の住所	〒		
職歴	昭和 年 月～平成 年 月	計 年 月	
上記のとおり推薦いたします 平成 年 月 日			
幼稚園名			
園所在地			
設置者名			印

全日本私立幼稚園連合会 理事・評議員名簿

〔○印は理事／令和7年5月15日現在／都道府県団体からの報告による〕

	氏名	園名	氏名	園名	氏名	園名
北海道	○近藤 宏 大林 晃 吉田耕一郎 小山 英明	花川わかば 網走 北見北光 みどり	○前田 元照 米永 桃子 藪 淳一	百合が原 澄川 大通	○浅利 健自 太田 真理 川島 教孝	苫小牧もも花 白石 旭川あゆみ
青森	○山西 幸子	八戸学院聖アンナ	岡本 潤子	千葉		
岩手	○今西 界雄	双葉	佐々木栄光	みどり		
宮城	○鎌田 文恵	茂庭	根来 興宣	多賀城高崎	庄司 昭博	ねのしろいし
秋田	○武田 正廣	さかき	渡辺 丈夫	こまどり		
山形	○千葉 亮子	尾花沢	三吉 博史	ゆりかご		
福島	○細谷 實	みその	楠 正興	遠野町まこと		
茨城	○飯塚 拓也	ぶどうの木竜ヶ崎	岩堀 法隆	平泉	榎本恵美子	ほほえみ学びの森わかば
栃木	○船田 弘和	おおみや幼児教育センター	馬場 章信	たから	黒田 光泰	ひかり
群馬	○知久 賢治	すぎの子	蜂須賀和夫	国分寺		
埼玉	○松尾 創 中森 茂治 関山 典央 千代田正美	双恵 志木なかもり 杉の子 神戸	○佐藤 緑郎 橋本 義 横瀬 敏也	大宮みどりが丘 片柳 かみひろや	竹村 厚子 若山 清和 浅沼 宏之	大袋 森の詩 ひなぎく
千葉	○風間 一郎 杉森 信幸	白井若葉 めぐみ	伊藤 徳久 松澤 弥生	九重 富士見第二	大森 昭彦 井元 詔一	登戸 ちぐさ
新潟	○角谷 正雄	金城	石田 明義	マハヤナ		
山梨	○鈴木 信行	聖愛	石野公之輔	いづみ		
東京	○内野 光裕 濱川 喜亘 田中 圭子 杉本 育美 千葉 伸也	清瀬ゆりかご 多摩川 成増 光明 伸びる会	○加藤 篤彦 古庄 宏吉 野村 良司 町山 太郎 安藤 恵子	武蔵野東第二 ふちえ パール まどか 西荻まこと	○五島 満 巖谷 勝正 福井 徹人 毛塚 敬進 関 政子	銀の鈴 祐天寺附属 明福寺ルンビニー学園 狛江こだま やはた
神奈川	○木元 茂 田中 伸宜 鈴木 伸司 後藤 光葉	白幡 綾南 みゆき 西鎌倉	○石井 和則 石渡 宏之 仁藤 一成 溝渕 真澄	はらのご原 江川 川崎こまどり 誠心第一	池田 清 武藤 薫子 樽木 陽子	ふじがおか第二 聖和学院 追浜
富山	○島山 遵	こぼと	波岡 伸郎	堀川		
石川	○荒井 徹成	天徳	遠州 賢	なかよし		
福井	○徳本 達之	第二早翠	荒川 慈文	新田塚		
長野	○西片紀美子	松本光明	和田 典善	若穂		

	氏名	園名	氏名	園名	氏名	園名
岐阜	○加納 顕	こぼと	石井 亮一	合歓の木		
静岡	○千葉 一道 野秋 和弘	八坂 エンゼル	宮下友美恵	静岡豊田	小林 直樹	富士中央
愛知	○水越 省三 加藤 義彦 藤城 智哉	葵名和 名古屋あかつき 希望が丘第二	○鈴木 孝昌 山崎 拓史 伊東 慶	はばたき 大治 慶和	長岡 龍男 村上 芳枝	あさひがおか ベル豊田
三重	○服部 高明	サン	中西 康裕	双康		
滋賀	○佐々木昭道	<small>滋賀県私立幼稚園・認定こども園協会</small>	野村 郁雄	みどり		
京都	○長澤 宗一	みのり	川名 マミ	菊の花		
兵庫	○山中 真介 上内 智裕	真愛 平田	濱名 浩	立花愛の園	高橋 秀典	慈愛
奈良	○清川かつ美	登美が丘カトリック	角田 道代	奈良文化		
和歌山	○内山 昭	あおば	田中 恵紳	さくら		
大阪	○奥野 宏 白江眞由美 杉本 圭隆	和泉緑ヶ丘 下福島 むつみ	○安達 謙 友國 富夫 安本 照正	せんりひじり 熊野田 えびーく	岡部 圭二 内藤 芳雄	高槻双葉 新光明池
鳥取	○波多野和雄	あけぼの	佐藤 康広	米子みどり		
島根	○西谷 正文	光	坪内 朋子	育英北		
岡山	○光岡美恵子	<small>岡山県私立幼稚園連盟</small>	神原 彰仁	慈愛		
広島	○山中 隆司	みどり	水原 紫乃	焼山こぼと	清川 里佳	ひろみ
山口	○中邑 隆哉	岩国中央	大野 教正	ふくがわ		
徳島	○木内 啓嗣	はのうら	岡本 和貴	わかくさ		
香川	○金倉 吏志	まゆみ	檉村 誠	のぞみ		
愛媛	○二宮 一朗	慶応	越智 瑞啓	しまなみの杜		
高知	○宮地 彌典	杉の子	森本 嘉一	高須第2		
福岡	○尾上 正史 早川 晴司 荻野 玉恵	紅葉 えびつ 正進	○波多江教雄 白水 剛 村上 順滋	瑠璃 くすの木 あかつき	宮崎 史郷 早川 成 伊藤亜希子	大牟田たちばな 久留米天使 愛生
佐賀	○高尾 恵子	にじのはね	錦織 昌貴	錦華		
長崎	○渡辺 力	中央	廣井 昭博	日見		
熊本	○大矢野隆嗣	小国	境 信博	荒尾四ッ山		
大分	○土居 孝信	双葉ヶ丘	立山 貴史	みんなの森		
宮崎	○森迫 建博	富高	佐々木慈舟	天竜祝吉		
鹿児島	○上原 樹縁	おおぞら	橋口 孝志	吉田南		
沖縄	○渡真利彦文	愛星	池原 基生	栄光		